

日本年金学会シンポジウム
「女性と年金～女性活躍と出産
育児配慮の在り方を求めて～」

「海外における女性への年金上の
配慮について」

2015年11月26日(木)

成蹊大学経済学部

丸山 桂

本報告の内容

1. 海外における夫の権利に付随する年金権の付与について
2. 海外における出産・育児への年金制度上の配慮
3. 制度設計に関して考慮すべきこと
4. 日本の課題と政策提言
 - 貧困リスクの拡大
 - 家族介護への配慮の導入
 - 被用者年金の適用拡大

1. 海外における夫の権利に付随する年金権の付与について

- 社会保険方式を採用する先進国において、一方の配偶者の年金権に付随して拠出を必要とせずに被扶養配偶者に給付を行う国は、日本とアメリカのみに。
- かつて同様の制度を導入していたイギリスでは、2016年4月の新制度移行を機に廃止。所得審査の上、給付を実施してきたフランスも2011年に廃止。

○ アメリカの老齢遺族障害保険 (OASDI)

被用者の被扶養配偶者には、配偶者の基本年金額 (PIA) の50 %である配偶者年金 (Spouse's Benefit) が支給される。

配偶者自身が被保険者として自身の年金がある場合、配偶者年金は減額支給。自身の年金が配偶者年金を上回ると支給されない。

また、被用者は収入の多寡にかかわらず加入。

2. 出産・育児期間への年金制度上の配慮

- 多くの先進国で育児のために低賃金になったり、年金の加入期間が短くなったりするペナルティーに配慮する制度を持つ。
- その目的は、
 - ①社会政策上の出生率向上、
 - ②ジェンダー平等への配慮、
 - ③高齢期の貧困リスクへの対処などがあげられる。

- アメリカ、オーストラリア、アイスランド、オランダ、アイスランドなどは、年金制度上育児期間に対する特段の配慮はしていない。
- 間接的な配慮措置 (D' Addio 2012)。
 - ・ 居住年数に応じた基礎年金制度 (アイスランド、オランダ、ニュージーランド)
 - ・ ミーンズテストによる最低給付 (オーストラリア、アメリカ)
 - ・ 年金給付算定上にもっともよい特定期間を採用 (アメリカ) など

(1) 制度上の目的

- 出生率の引き上げ⇒多子世帯への給付増
- 扶養コストの相殺：両親休暇等の給付期間の保険料減額、みなし保険料期間などの措置。
- 母親への所得保障：もともと多数派
⇒育児のために無収入であった期間を保険料納付期間、保険料納付額とみなす。
- 母親の就労インセンティブの促進
- 母親の早期離職促進（少数派）

(2) OECD諸国の育児期間に対する 年金クレジットの類型

(1)就業状況を問わずに 育児期間に年金クレジット を付与する	1a. 年金給付を増加(フランス、ドイツ、イタリア)
	1b. 保険料納付期間とみなす方法(フランス)
	1c. =1a+1b (フランスなど)
(2)育児による就業中断 期間に年金クレジットを付 与する	2a. 育児期間の年金給付を増加(ルクセンブルク)
	2b. 育児期間の所得を年金基礎算定から除外し、年金給付額の引き下げを回避する(カナダ、チェコ)
	2c. 育児期間を年金加入資格要件として扱う(ベルギー、北欧諸国)
	2d. 育児期間を年金加入資格期間として扱うが、給付には考慮しない(ギリシャ)
(3)育児による就業中断を 制度上内包	3a. 年金給付は居住年数で算定(オランダ)
	3b. 満額受給に必要な保険料納付期間の水準がきわめて低い(アメリカ)
(4)養育した子ども数に応 じて年金クレジットを付与	4a. 養育した子ども数が年金の早期受給の要件(チェコ、イタリア、スロバキア)
	4b. 最終的な年金給付額を養育した子ども数に応じて増額(フランス)

(3) 制度設計上の論点

①受給者は母親か父親か

- 原則として育児のための離職者、育児休業取得者を対象とすることが多く、通常は母親となる場合が多い。
- ドイツでは親の就業状態を問わず、また夫婦間の分割も可能。スウェーデンでは希望が提示されなければ、収入の低い方にクレジットを付与。

②クレジットの算定方法、対象期間

- 他の子育て支援政策とのバランスで議論すべき論題。
- 対象期間：育児休業期間に限定する国、長期間にわたる国。
- 標準報酬の扱い：休業前賃金(日本)、加入者平均(ドイツ：低所得者層に配慮。高賃金女性にはメリット少ない)、休業期間を除外(カナダ：常勤就業継続型の相対的に高所得層に有利)

③財源

- 年金保険料(税財源投入あり):日本、カナダ、スウェーデンの親休暇期間)、州または国税負担(ドイツ、スウェーデンの育休期間)、混合型(フランス) など

④育児以外の家族ケアを対象とするか

- 障がい児ケアや介護などの家族ケアに対する年金制度上の配慮が広がっている(フランス、ドイツ、イギリスなど)

⑤制度の効果

- D' Addio (2012)の試算によれば、年金クレジットがなければ、OECD、EU加盟国平均で女性が3～15年間の就業中断することで、3～7%ポイント所得代替率が低下することになる。
- 育児期間の年金クレジットは女性の年金給付水準改善には効果があるが、男女の年金適用率や年金受給額の差を完全に解消するものではない(Arza 2015)。
- 2007年のカナダ年金制度における育児クレジットの財政負担は総給付額の2.3%相当。年金保険料率を0.2%引き上げる効果。国庫補助金から支出する、ドイツの育児期間の年金クレジットの財政支出額は年120億ユーロ程度(Fultz 2011)。

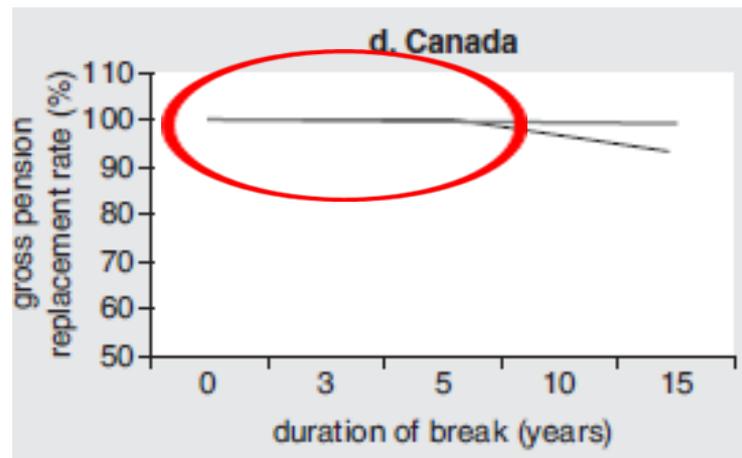
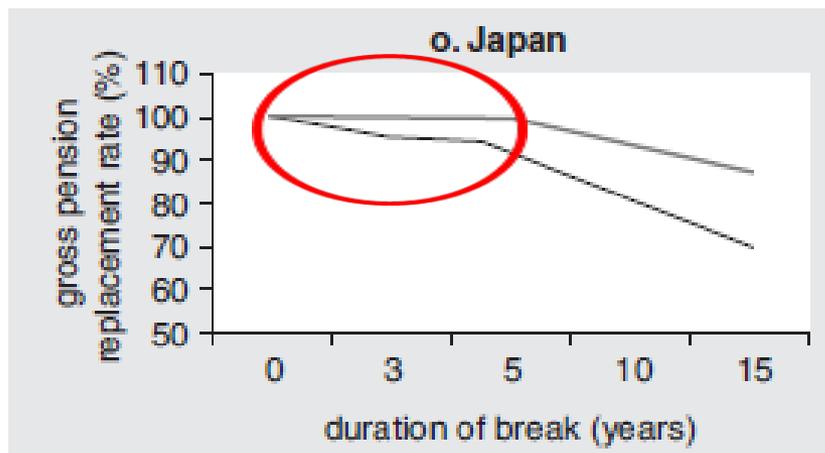
- 母親の就業インセンティブ、就業促進効果(ドイツ、スウェーデン、イギリスなど)。特に、ドイツは就業中断をしない場合、低所得者層にとっては、給付算定上に有利な取り扱い。
- 女性が高学歴化し、男女の賃金格差が解消されれば、ドイツのような給付上の優遇措置のメリットは小さくなるだろう。
- 1992年のドイツの年金クレジット制度変更は、直接的に女性の就業選択の決定には影響を及ぼしていないとの先行研究(Thiemann 2015)あり。

育児期間の年金クレジットの適用有無別にみた所得代替率(2009年)

(平均賃金の女性労働者の所得代替率=100%、子ども2人の場合)

日本: 育児休業期間
は一定。これを過ぎると、急減。

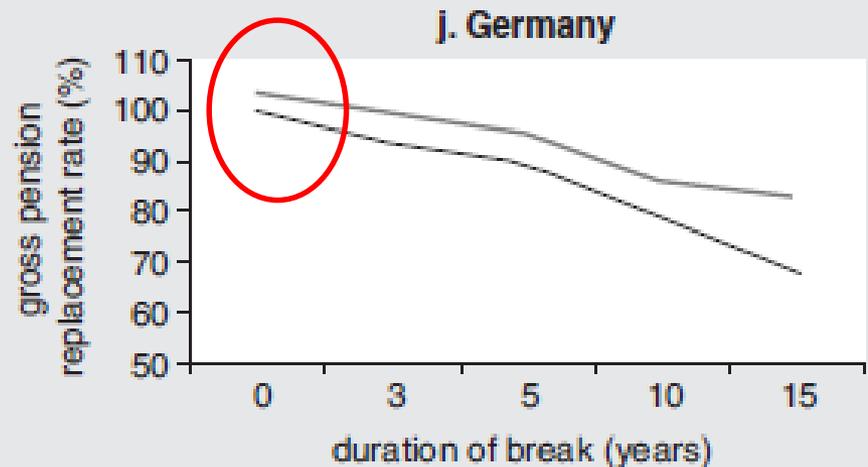
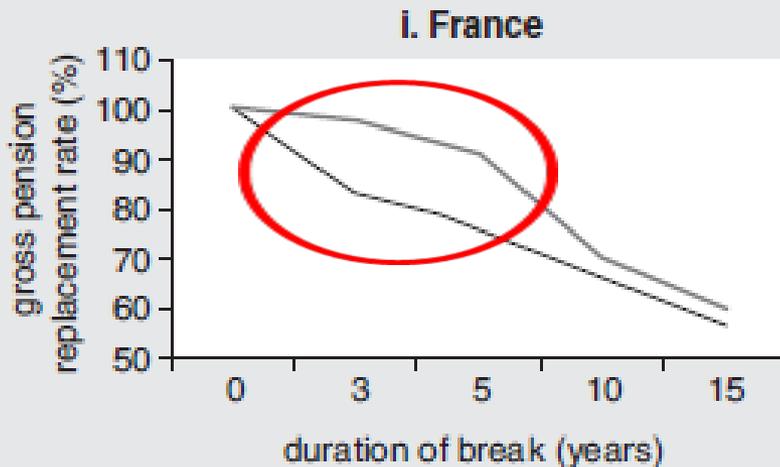
カナダ: 影響なし。年
金給付算定上のルー
ルの影響大。



D' Addio (2012) pp.91~92

フランス: 初期から減少傾向継続。優遇措置の影響大。

ドイツ: 初期は常勤継続型を上回るが、漸次減少。



D' Addio (2012) p.92

3. 制度設計に関して考慮すべきこと

(BARR AND DIAMOND 2010)

- ジェンダー中立的な制度を構築しても、男女の労働市場での働き方が異なるために、夫婦への影響も異なること。
- 税制、保育制度も含めた政策設計が、幼児をもつ母親の労働供給に正、負の影響を与えること。

< 育児期間の年金クレジットの留意事項 >

- ① 社会は子育て費用をどの程度まで負担すべきなのか？
- ② 子育て中の所得保障と将来の所得保障の混合割合はどの程度にすべきか？
- ③ 労働市場への参加インセンティブと自身の子育てとのバランスへの配慮
- ④ 多様化する家族像をどう扱うべきか？

○ ③労働市場への参加インセンティブと自身の子育てとのバランスへの配慮

・賃金労働に従事するインセンティブを増やすには、労働のために支払った保育コストへの補助金支給、あるいは第2の稼ぎ手の税率を引き下げる手法がある。

・児童手当、年金クレジットの充実が、賃金労働に従事するインセンティブを損ねる恐れがある。とりわけ、低所得者に限定した場合に大きい。

・(a)子育ての補助金、(b)子育て中の労働者への低税率適用または高い年金クレジット付与 のバランスが労働供給、パートと常勤選択にも影響を与える。

4. 日本の課題と政策提言

＜日本の課題＞

① マクロ経済スライドによって、今後基礎年金の給付水準は低下。労働市場の非正規化とともに、十分な老齢年金が確保できない者の増加の恐れ。

⇒ 公的年金の貧困リスクへの対処を拡大すべきではないか？

② 日本の現行制度の出産・育児への配慮は厚生年金加入者を対象

⇒ 自営業者等も含めて制度設計の見直しの必要性

⇒ 家族介護に対する年金制度上の配慮はない

政策提言

- ①家族介護に対する年金制度上の配慮
- ②被用者保険の適用拡大
 - 3号問題の解消
 - 高齢期の貧困リスクの低下
 - 平成26年のオプション試算でも被用者保険の適用拡大をさらにすすめた場合には、国民年金(基礎年金)の財政が改善し所得代替率は改善。特に、1200万人ベース(一定の賃金収入5.8万円以上)となるすべての被用者へ適用拡大した場合には、所得代替率は4~7%上昇。
 - ⇒ **短時間労働者への適用拡大は、年金制度上の様々な問題に対処可能な政策になりうるか？**

主要参考文献

- OECD (2015)『図表でみる世界の年金 OECDインディケータ(2013年版)』明石書店
- 厚生労働省年金局(2014)「第27回社会保障審議会年金部会資料」平成26年11月4日
- 本田麻衣子(2014)「女性と年金をめぐる諸問題—諸外国との制度比較を通して—」『調査と情報』No.820、国立国会図書館、pp.1-17
- 永瀬伸子(2011)「第3号被保険者制度の見直しを—低賃金者への配慮と育児期間の拡充にかえよ—」『週間社会保障』No.2658(2011年12月19日号)、pp.44-49
- 丸山桂(2007)「女性と年金に関する国際比較」『海外社会保障研究』No.158、国立社会保障・人口問題研究所、pp.18-29
- Arza, Camila(2015) “The Gender Dimensions of Pension Systems: Policies and Constraints for the Protection of Older Women” The UN Women discussion paper series, No,1
- Barr, Nicholas and Peter Diamond (2010) *Pension Reform: A Short Guide*, Oxford University Press

- D' Addio, Anna Cristina(2012) "Pension Entitlements of Woman with Children: The Role of Credits within Pension Systems in OECD and EU Countries" , in Holtzmann, Robert, Edward Palmer and David Robalino ed. *Nonfinancial Defined Contribution Pension Schemes in a Changing Pension World*, World Bank, pp.75-110
- Fultz, Elaine(2011) "Pension Crediting for Caregivers: Policies in Finland, France, Germany, Sweden, the United Kingdom, Canada, and Japan" , Institute of Women' s Policy Research
- Monticone, Chiara, Anna Ruziknad and Justyna Skiba (2008) "*Women's Pension Rights and Survivors' Benefits A Comparative Analysis of EU Member States and Candidate Countries*" ENEPRI Research Report No.53
- Thiemann, Andreas(2015) " Family Pension Benefits and Maternal Employment evidence from Germany" Network for Studies on Pensions, Aging and Retirement, Discussion Papers